

横手市議会 平成30年第2回3月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成30年6月30日で任期満了となる人権擁護委員候補者の推薦
報告第3号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	排雪作業中に発生した車両破損事故の損害賠償 (賠償額 85,212円)

承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度横手市一般会計補正予算(第12号))	2月中旬以降の降雪に対応するため除排雪経費の追加に係る財源補正の必要により、2月13日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの	
議案第8号	横手市山内南郷コミュニティセンター設置条例 (H30.4.1施行)	横手市山内南郷コミュニティセンターを設置するための条例の制定	
議案第9号	横手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (H30.4.1施行)	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ活動、共助活動及び自主防災活動を推進するための拠点とするために施設を設置するもの ・名称:横手市山内南郷コミュニティセンター ・位置:横手市山内南郷字赤淵31番地 ・使用料の徴収、減免等について規定 ・指定管理者による管理等について規定
議案第10号	横手市土地改良法第87条の3第1項に基づく土地改良事業に係る特別徴収金徴収条例 (公布日施行)	内容	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の施行に伴う条例の制定</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正(平成30年4月1日施行分)により、指定居宅介護支援事業者の指定等は、同日以降、市町村が実施することとなるため、条例を制定し、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの</p> <p>土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)の施行に伴う条例の制定</p> <p>土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金を徴収することができる旨が規定されたため、新たに特別徴収金の徴収条例を制定するもの</p>
議案第11号	横手市増田まんが美術館設置条例 (H31.4.1施行)	横手市増田まんが美術館を設置するための条例の制定	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化意識の醸成、マンガ文化の振興並びにマンガ原画の保存及び継承に寄与し、マンガ文化をまちづくりに活用しながら一層の地域活性化を図るために施設を設置するもの ・名称:横手市増田まんが美術館 ・位置:横手市増田町増田字新町285番地 ・使用料の徴収、減免等について規定 ・指定管理者による管理等について規定 ・横手市増田ふれあいプラザ設置条例の廃止

議案第12号	横手市手数料条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第10号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	・砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に係る手数料「37,700円」⇒「33,900円」 ・砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に係る手数料「17,000円」⇒「15,000円」
議案第13号	横手市児童館設置条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	児童館を廃止するための現行条例の一部改正	
		内容	大雄子どもセンターを解体し、及び菅生田児童館を自治会へ無償譲渡するにあたり、当該児童館を削除するもの
議案第14号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(平成30年内閣府令第45号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	「同条第9項」⇒「同条第11項」
議案第15号	横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第258号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	・法令の引用の追加及び語句の整理 ・号の追加 ・附則の項を削除
議案第16号	横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第258号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	・名称の改正を行うもの:「国民健康保険運営協議会」⇒「国民健康保険事業の運営に関する協議会」 ・語句の整理を行うもの ・横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第17号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	第7期介護保険事業計画運営期間における介護保険料を設定し、円滑な運営ができるようにするための現行条例の一部改正	
		内容	介護保険料の改定
議案第18号	横手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の改正により、医療と介護の複合ニーズに対応する介護医療院が創設されるため、新たなサービス種別として「介護医療院」を追加することに伴う改正 ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進として、「共生型地域密着型サービスに関する基準」を追加することに伴う改正 ・表題条例のほか一部改正する条例は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> 1)横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 2)横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
議案第19号	横手市企業振興条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	定義等に係る表記における全体的な調整を図り、指定基準を明確に表示することに伴う現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条に規定する定義の整理を行うもの ・第6条に規定する指定基準をより明確化するもの ・その他文言の整理を行うもの
議案第20号	横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	指定管理者の業務を整備することに伴う現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条後段に読み替え規定を追加 ・第4条第1号中「使用」を「利用」に改める

議案第21号	横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	道路法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第2号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	道路法施行令の一部改正により占用面積等の端数処理方法が精緻化されたことを受け、同施行令に準拠する条例においても道路占用料を定める別表備考を同様に改正するもの
議案第22号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)等の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第48条に新たに項が追加されることに伴い、対象部分を改正 ・常用漢字の整理により建築基準法上「建ぺい率」が「建蔽率」と改正されることに伴う改正 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、モデル建物法の用語の定義の条項を改正 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、工場等の用語の定義の条項を改正
議案第23号	横手市営住宅管理条例等の一部を改正する条例 (公布日施行)	市営住宅等の管理を市長が指定するものに行わせることができるようにするための現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等(市営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅、定住促進住宅)を指定管理者が管理できるようにするため、関係条例の一部改正を行うもの ・その他文言の整理を行うもの ・表題条例のほか一部改正する条例は次のとおり 1)横手市特定公共賃貸住宅管理条例 2)横手市単独住宅条例 3)横手市定住促進住宅条例
議案第24号	横手市都市公園条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成29年政令第156号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条の見出し中「建築面積割合」を「建築面積割合等」に改める ・都市公園法施行令第8条第1項の規定に基づき、第5条に「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。」を追加 ・第32条中「法第5条の3」を「法第5条の11」に改める

議案第25号	横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例 (H30.4.1施行)	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第10号)の施行に伴う現行条例の一部改正	
		内容	同令の施行に伴い、別表3の項中の金額の一部、同表11の項中の金額の一部及び同表13の項中の金額の一部を改正するもの
議案第26号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (H30.7.1施行)	横手武道館の使用料の区分における開館時間を変更することに伴う現行条例の一部改正	
		内容	別表第2第8項(横手武道館)の備考中「午後9時」を「午後10時」に改める
議案第27号	横手市地域づくり協議会の設置に関する条例を廃止する条例 (H30.4.1施行)	地域づくり協議会を廃止するため現行条例を廃止する	
		内容	・平成29年度末で地域づくり協議会を廃止するもの ・横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(別表地域づくり協議会の委員の項を削除)
議案第28号	権利の放棄について	債務者に係る破産事件において配当を受領したが、債務者が破産手続中に死亡し今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの	
		内容	医療費個人負担金
		放棄額	274,175円
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	①横手市横手体育館 ②横手市横手武道館
		指定管理者	一般財団法人 横手市体育協会
		指定期間	H30.7.1～H33.3.31
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	①横手市山内地場産品直売施設
		指定管理者	横手温泉郷株式会社
		指定期間	H30.4.1～H33.3.31

議案第31号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	観光物産センター蔵の駅 旧石平金物店		
		指定管理者	一般社団法人 増田町観光協会		
		指定期間	変更前	H27.4.1～H30.3.31	
			変更後	H27.4.1～H31.3.31	
議案第32号	市道路線の廃止について	14路線の廃止			
		・都市計画公園関連(横手公園) 11路線			
		・スマートインター事業関連 1路線			
		・区画整理事業関連(三枚橋地区) 1路線			
		・町営住宅廃止関連(中島住宅) 1路線			
議案第33号	市道路線の認定について	12路線の認定			
		・都市計画公園関連(横手公園) 3路線			
		・スマートインター事業関連 1路線			
		・区画整理事業関連(三枚橋地区) 1路線			
		・開発行為関連 6路線			
		・通学路関連(十文字地域) 1路線			
議案第45号	平成30年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	市営温泉施設特別会計へ一般会計から107,142千円以内を繰り入れる			
議案第46号	平成30年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて	浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ一般会計から10,031千円以内を繰り入れる			